

第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン  
第3期実施計画策定に向けた基本的な考え方

令和3（2021）年8月

川崎市教育委員会

## 第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン

### 第3期実施計画策定に向けた基本的な考え方

#### ■ 目次

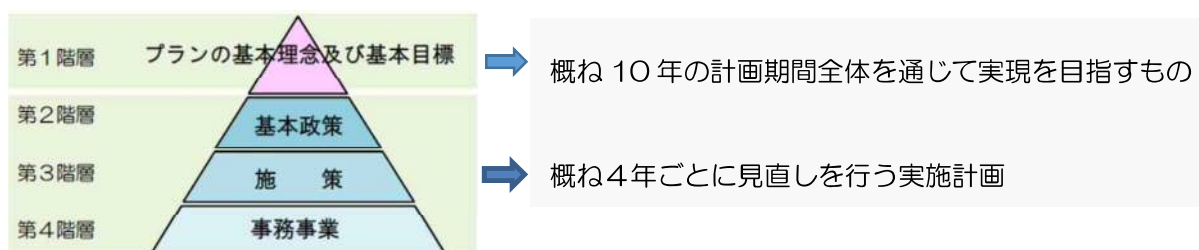
1. 策定の趣旨とプランの概要	… 3
2. 第3期実施計画の概要	… 3
3. 計画策定に向けた考え方	… 4
(1) 本市をめぐる主な国の動向や社会環境の変化	
(2) 第2期実施計画期間における主な取組状況	
(3) 第3期実施計画策定に向けた基本政策ごとの主な課題	
4. 他の行政計画等との連携・調整	… 10
5. 策定体制	… 10
6. スケジュール概要	… 10

## 第2次川崎市教育振興基本計画

# かわさき教育プラン第3期実施計画策定に向けた基本的な考え方

### 1. 策定の趣旨とプランの概要

本市では、教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として平成27年3月に「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」を策定しました。令和7年度までの概ね10年間をかけて目指すべき基本理念を「**夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く**」、また基本目標を「**自主・自立**」、「**共生・協働**」と定め、さらに具体的な取組について定めた「第1期実施計画」（計画期間：H27～29）、「第2期実施計画」（計画期間：H30～R3）に基づき、教育行政を着実に推進しています。第2期実施計画期間が終了することから、また基本理念及び基本目標の実現にむけて社会状況の変化に的確に対応するため、**令和4年度から7年度までを計画期間とする「第3期実施計画」を策定します。**



(年度)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 プランの基本理念及び基本目標	概ね10年の計画期間										
2 基本政策											
3 施策	第1期実施計画			第2期実施計画				第3期実施計画			
4 事務事業											

### 2. 第3期実施計画の概要

- ・名称：第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン 第3期実施計画
- ・計画期間：令和4年度から令和7年度までの4年間
- ・構成：概ね以下の構成を想定
  - ① 教育プランの概要（基本的な考え方、基本理念及び基本目標）
  - ② 第2期実施計画の取組の総括
  - ③ 第3期実施計画
  - ④ 進行管理（進行管理の手法など）
  - ⑤ その他（用語説明など）

#### 基本理念・基本目標を達成するための8つの基本政策

学校教育と社会教育をめぐる様々な課題解決及び基本理念と基本目標の実現を目指した取組となるよう、これまでの実施計画の枠組みを踏まえながら、重点的に取り組む事業等の見直しを行います。

- |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| I 人間としての在り方生き方の軸をつくる     | II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす    |
| III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する    | IV 良好な教育環境を整備する          |
| V 学校の教育力を強化する            | VI 家庭・地域の教育力を高める         |
| VII いきいきと学び、活動するための環境づくり | VIII 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり |

### 3. 計画策定に向けた考え方

第2期実施計画の策定から4年を経て、新学習指導要領の実施やGIGAスクール構想の推進など新たに対応すべき課題や社会環境の変化に機動的に対応するため、第3期実施計画の策定を進めます。

#### (1) 本市をめぐる主な国の動向や社会環境の変化

##### 主な環境の変化

新型コロナウイルス感染症による影響や、令和元年東日本台風など大規模自然災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた取組、社会のデジタル化に向けた取組、「持続可能な開発目標（SDGs）」の社会への浸透、AIやビッグデータ、ロボット等の先端技術を活用するSociety5.0の進展など、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、この変化を的確に捉えた取組を推進する必要があります。

##### 主な教育課題

###### 新学習指導要領の全面实施

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難である時代背景を踏まえ、新しい学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理しています。新学習指導要領は小学校では令和2（2020）年度から、中学校では令和3（2021）年度から全面实施されており、高等学校では令和4（2022）年度に入学した生徒から年次進行で実施されます。

新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携及び協働により、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視しています。また、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメントの確立」が求められています。各教科等の指導に当たっては、資質・能力がバランスよく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることが必要です。

###### 教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進

教職員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、本市では、平成29（2017）年度に教職員を対象に、勤務実態調査を実施しました。調査結果では、多くの教員が「授業にやりがいを持ち、もっと授業準備に時間をかけたい」といった意識を持つ一方で、教職員の長時間勤務の実態が示されました。

そのような状況を踏まえ、平成31（2019）年2月に「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（以下「方針」という。）を策定し、取組を推進してまいりました。今後も、取組の効果を検証しながら、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるように、また、業務の役割分担・適正化を着実にを行い、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整えていくため、方針に基づく取組を着実に推進していくことが求められています。

## GIGA スクール構想の推進

新学習指導要領において、初めて「情報活用能力」が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられました。いわゆる「Society5.0」時代を生きる子どもたちの教育には、ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、令和元年（2019）12 月には、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを持続的に実現するため、学校に高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線 LAN）を整備し、児童生徒一人ひとりがそれぞれに PC 端末を利用しながら学習を進める「GIGA スクール構想」が国から示されました。

**GIGA スクール構想の実現により、これまでの教育実践と ICT の活用を適切に組み合わせることで、これからの学校教育は大きく変容し、様々な課題の解決や教育の質を向上させることが期待されています。また、災害や感染症等による臨時休業等の緊急時においても、自宅等で端末による学習を継続することで、教職員とのつながりを保ち、子どもたちの学習を保障することが求められています。**また、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申において、**目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿は「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」と**されています。さらに、今後、様々な形で蓄積されていくスタディ・ログを効果的に活用していくことが喫緊の課題となっています。

## 子どもの多様化するニーズへの対応

現在の学校現場には、特別な支援を必要とする子どもが増加しています。**特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加し**続けており、また、小・中学校の通常の学級に在籍し、**通級による指導を受けている児童生徒も増加**している状況です。さらに、**外国につながる児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒も増加**しており、今後もその傾向は続いていくと予測されています。

また、児童生徒の指導上の課題として、近年、**いじめの認知件数や不登校の児童生徒数が増加傾向**にあり、特に小学生における不登校の児童の増加数が顕著にあらわれています。

加えて、近年では本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている「**ヤングケアラー**」への支援や「**子どもの貧困**」への対応が求められており、経済的困窮等を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

このような中で、**学校は子どもたちが安心して楽しく通える環境**であることや、**福祉的な役割や子どもたちの居場所としての機能を担う**ことが求められています。子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、一人ひとりにあった支援を行い、区役所等の子育て支援・福祉関係部署等と連携し、家庭への支援の実施や子どもの多様化するニーズへ対応する必要があります。

## 家庭・地域における教育力の向上

核家族化や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化、身近な人から子育てを学ぶことや助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化していることから、**子育てに不安や悩みを持つ家庭が増えており、保護者への学びの機会を提供することが必要**となっています。そのため、地域における家庭教育を推進していくことが求められており、区役所等の子育て支援・福祉関係部署をはじめ、**地域活動団体等との連携した取組が必要**となっています。

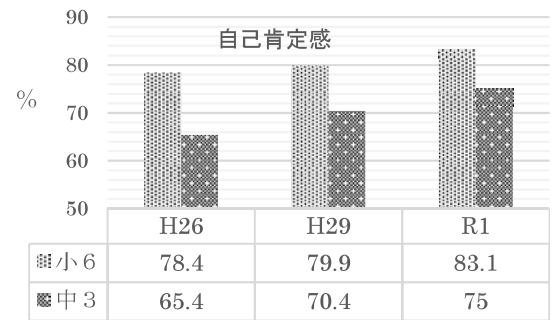
また、「GIGA スクール構想」の実現や、新学習指導要領の実施をはじめとした学校教育における大きな変化とともに、学校運営協議会の設置が努力義務化され、地域と学校の協働・連携を一層推進し、より幅広い地域住民や多様な地域活動団体等をネットワーク化することで、**地域ぐるみで子どもの育ちを支える仕組みづくり**を行うことが求められています。また、人間関係の希薄化や少子高齢化等を背景に、**子どもと大人をつなぐ多様な活動や交流の場の必要性が高まっており**、それらをコーディネートする担い手の育成や民間事業者の活用等、**地域の教育力の向上や持続可能な地域社会づくりに活かす取組が必要**となっています。

## (2) 第2期実施計画期間における主な取組状況

### 社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成

#### 基本政策Ⅰ

⇒ 子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達段階に応じて系統的・計画的に育む「**キャリア在り方生き方教育**」を全校で実践しています。



「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばそう思う」と回答した児童の割合  
資料：全国学力・学習状況調査※R2は新型コロナウイルスの影響により調査が中止となりました。

### 「生きる力」の育成

#### 基本政策Ⅱ

⇒ 子どもたちの「**確かな学力**」を育むため、すべての子どもが「**分かる授業**」を目指して、一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にしながら、「**習熟の程度に応じたきめ細かな指導**」の研究実践を進めています。また、新学習指導要領の実施による小学校における外国語の教科化等に伴い、外国語指導助手（ALT）の配置、「**英語教育推進リーダー**」を活用した研修の充実を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。



「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した生徒の割合  
資料：川崎市学習状況調査

⇒ 一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を育むため、子どもの権利学習をはじめとし、**多文化共生教育**や「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行に伴う学習活動等の**人権尊重教育**を総合的に推進しています。  
⇒ 学校司書の適正配置など、読書活動を通じた「**豊かな心**」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食の導入による「**健康給食**」の推進など、「**健やかな心身**」の育成にも取り組んでいます。

### GIGA スクール構想に基づく取組の推進

#### 基本政策Ⅱ

⇒ 令和2（2020）年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線LAN）について、令和3（2021）年度から授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図るなど、「**かわさき GIGA スクール構想**」の推進に取り組んでいます。



### 一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援

#### 基本政策Ⅲ

⇒ 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、**様々な支援を必要とする児童生徒が増加**しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、**適切な相談・指導・支援**に取り組んでいます。  
⇒ **外国につながる児童生徒**に対して、日本語指導をはじめとする多様な教育的ニーズに応じた支援を行うために、令和2（2020）年度に**支援体制の見直し**を行い、さらなる充実を図りました。

## 学校安全の推進

### 基本政策Ⅳ

⇒ **子どもたちの安全を確保**するために、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、様々な危険から子どもたちを守る取組を推進するとともに、全校で防災教育を推進し、**各学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上**に向けた取組を進めています。

## 良好な教育環境の整備

### 基本政策Ⅳ

⇒ **学校施設長期保全計画**に基づく計画的な改修（再生整備と予防保全）により、学校施設の**老朽化対策、質的改善、環境対策**等を実施し、教育環境の改善を図るとともに、**施設の長寿命化**による財政支出の縮減と平準化を進めています。また、**トイレの快適化やバリアフリー化**など、教育環境の向上に向けた取組を進めています。

## 教職員の働き方・仕事の進め方改革

### 基本政策Ⅴ

⇒「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（平成 30（2018）年度策定）に基づき、学校給食費の公会計化や留守番電話の設置等による業務改善・支援体制の整備、教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員の配置等による人員体制の確保など、**教職員の負担を軽減**する取組を進めるとともに、**教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革**に向けた取組を推進しています。

## 家庭・地域の教育力の向上

### 基本政策Ⅵ

⇒ 家庭環境の変容や地域社会の変化により、**子育てを支えるつながりが希薄化**している中で、市民館などでの家庭・地域教育学級、PTA による家庭教育学級に加えて、これまで**各種講座等を受けることができなかった人に学びの機会を提供するため、新たに地域活動団体や企業等と連携した取組**を進めています。

⇒ シニア世代をはじめとする地域の人材が主体となって子どもたちの学びをサポートする「**地域の寺子屋事業**」については、令和 3（2021）年 7 月までに 71 か所開講するなど、地域の多世代が交流し、**学び合う地域づくり**につながっています。



寺子屋学習支援

## 社会教育を通じた市民の出会い・学びの支援

### 基本政策Ⅶ

⇒ 様々な市民団体、大学等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす生涯学習事業を展開し、いわゆる「知縁」による新たな絆や、コミュニティを創造するとともに、**地域を支える活動や市民主体の学習を担う人材の育成**に取り組んでいます。

⇒ 市民の主体的な学びを支援するため、子どもたちの教育活動に支障のない時間は、校庭、体育館、特別教室を開放するなど、学校施設の有効活用を進めています。**特に利用が少ない特別教室については、活用を推進するためのプロジェクト「Kawasaki 教室シェアリング」**に取り組んでいます。

⇒ 市民館や図書館等の社会教育施設におけるサービス向上や**施設の長寿命化**など、生涯学習環境の整備に取り組んでいます。

## 文化財の保護活用と博物館の運営

### 基本政策Ⅷ

⇒ 市民の郷土に対する愛着を高め、文化の向上と発展に貢献するため、川崎市地域文化財顕彰制度による取組など**文化財の更なる保護・活用を推進**するとともに、**ボランティア等の地域人材と協働**しながら取組を進めています。

⇒ **国史跡橋樹官衙遺跡群**は、全国的にも貴重な歴史的文化遗产として、後世まで継承すべき史跡であるため、今後は「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」（平成 30 年度策定）及び「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」（平成 31 年度策定）に基づき、**市民等の協力を得ながら保存・整備・活用**を進めています。

⇒ **日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館**については、新型コロナウイルス感染症の影響等で、来園・来館が困難な方などに向けて、**オンラインコンテンツを活用し、活動内容を発信し、施設の魅力を PR**しました。また、かわさき宙と緑の科学館においては、令和 3（2021）年度の開館 50 周年記念事業をはじめとして、より多くの来館者に楽しんでいただくよう、様々な取組を行っています

### (3)第3期実施計画策定に向けた基本政策ごとの主な課題

#### 基本政策Ⅰ

##### 人間としての在り方生き方の軸をつくる

- 予測困難な変化の激しい時代を生き抜くためには、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材の育成が求められています。
- 「キャリア在り方生き方教育」について、引き続き、全教職員がその意義を十分に認識しながら全校で計画的に取組を推進することで、子どもたちの社会的自立に向けた力や共生社会で生きるための資質を育むことが必要です。
- 学びの過程を記述し振り返ることができるポートフォリオとしての機能を持つ教材として「キャリア・パスポート」を活用し、小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」のさらなる充実に向けた検討を進める必要があります。

#### 基本政策Ⅱ

##### 学ぶ意欲を育て「生きる力」を伸ばす

- 小学校と中学校において新学習指導要領が全面実施されたことから、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立に向けた支援を引き続き行う必要があります。
- 段階的なステップアップを目指した「かわさきGIGAスクール構想」を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することが求められています。
- きめ細かな指導等を通じた「確かな学力」、読書活動等を通じた「豊かな心」、小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進等を通じた「健やかな心身」の育成により、子どもの「生きる力」を伸ばすことが必要です。
- 「かわさきパラムーブメント」の理念を実現するため、学校教育を通じて体系的・計画的に共生・協働の精神を育むことが求められています。
- 性的マイノリティの理解促進や、新型コロナウイルス感染症による差別・偏見への対応、かわさきパラムーブメントの理念浸透、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の普及・啓発など、様々な観点から学校における子どもの権利学習や多文化共生教育等の人権尊重教育を推進していく必要があります。

#### 基本政策Ⅲ

##### 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

- 「かわさき共生＊共育プログラム」について、引き続き取組を推進し、子どもたちの社会性を育み、豊かな人間関係作りに努める必要があります。
- インクルーシブ教育システムを構築し、障害のある子どもとない子どもが共に学びあうことを目指すとともに、児童生徒一人ひとりのその時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する必要があります。
- 子どもたちを取り巻く課題が多様化、複雑化する中で不登校児童生徒の増加や発達障害のある子どもへの支援など、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組むため、学校における支援体制の構築や専門機関との連携の仕組みづくり、発達の段階に応じた切れ目のない支援策等を検討する必要があります。
- 経済的理由のために学習機会が失われることの無いよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な就学支援等が求められています。

#### 基本政策Ⅳ

##### 良好な教育環境を整備する

- 登下校時の事故や事件、また地震や水害などの自然災害等が各地で起きていることから、全ての子どもが安全で安心に教育を受けられるよう、自らの命を守るための取組や、通学路や学校施設等の安全確保が必要です。
- 自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などによる緊急時においても、各学校が危機管理を徹底し、学校運営を行えるよう支援していくことが必要です。
- 学校施設の老朽化対策として、「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備と予防保全により長寿命化を図るとともに、経年劣化に伴う空調設備の更新や、エレベータ設置によるバリアフリー化の推進など、教育環境のさらなる向上が求められています。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という）の改正に伴う35人数学級の実施や、本市の児童生徒数は引き続き増加傾向が予測されることから、大規模集合住宅等の開発動向を注視し、良好な教育環境を維持していくことが必要です。



## 基本政策Ⅴ

### 学校の教育力を強化する

- 学校に求められる役割が増大している中、新たな教育課題等に対応するため、**教員が本来的な業務に一層専念**できるよう教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員の配置を行うなど、学校運営体制の再構築を進める必要があります。
- 義務標準法の改正を踏まえ、教職員の定数が増えることから、**教員の質を低下させることなく、人材を確保**することが必要となります。また、人材育成のため、ライフステージに応じた各種研修等を行っていく必要があります。そして、絶えず変化する社会と学校に求められる役割を的確に捉え、**教職員の総合力を最大化**させられるよう**学校組織マネジメントを行い、研修推進体制を整備**していくことが求められています。
- 学校が抱える課題の解決に向けて、地域と一体となって子どもたちを育む「**地域とともにある学校**」の実現が求められていることから、**学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の拡充**など**地域が学校運営に参画するための持続可能な仕組みの実現**に向けた取組を進める必要があります。

## 基本政策Ⅵ

### 家庭・地域の教育力を高める

- 社会環境の変化が激しい現代社会において、家庭が子育てにおいて抱える悩みや、教育に関する課題は多様化しているため、**家庭教育の推進**に向けた取組を進めていく必要があります。
- 地域全体で子どもを見守り育てる力を高めることなどを目的とした地域教育会議について、国の示す「**地域学校協働本部**」の役割を踏まえ、地域と学校の双方向の連携・協働に向けた丁寧な支援を行うことで、**学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力向上**を図る必要があります。
- 地域ぐるみで子どもを育てる「**地域の寺子屋事業**」をさらに広げ継続していくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの学習や体験活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）や団体の確保が必要です。

## 基本政策Ⅶ

### いきいきと学び、活動するための環境づくり

- 高齢化の進行に伴い、シニア世代の知識・経験を地域の課題解決に活かす仕組みや、社会参加・生きがいづくりにつながる取組など、**生涯学習が果たす役割が今後一層重要**となります。また、身近な学校施設の更なる活用や社会教育関係団体等への支援・連携など、市民の**主体的な活動を支えるための様々な支援**に取り組む必要があります。
- 社会状況の変化や市民ニーズが多様化する中、市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められています。令和2（2020）年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ市民館・図書館において「**人づくり**」や「**地域づくり**」が図られるよう、「**学びと活動を通じたつながりづくり**」の役割を果たしていく必要があります。

## 基本政策Ⅷ

### 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

- 市民の郷土に対する愛着を高め、文化の向上と発展に貢献するため、**文化財のさらなる保護・活用**にあたっては、ボランティア等の地域人材と協働しながら取り組む必要があります。
- 川崎市初の国史跡に指定された**橘樹官衙遺跡群**については、引き続き調査・研究を進めるとともに、「**保存活用計画**」及び「**整備基本計画**」に基づき、**さらなる活用や整備**に向けた取組を推進することが必要です。
- **日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館**では、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携しながら、**市民サービスの向上や国内外への魅力発信**に取り組むことが必要です。

## 4. 他の行政計画等との連携・調整

教育施策を総合的に推進するためには、川崎市総合計画をはじめ、関連する分野別計画との整合を図る必要があります。現在、川崎市総合計画については第2期実施計画、その他分野別計画については、川崎市子ども・若者の未来応援プランなど、教育施策と関連する多くの計画が令和4年度以降の取組について検討を進めています。第3期実施計画をより実行性の高い計画とするよう、策定に向けて関係局との連携・調整を行います。

## 5. 策定体制

### (1) かわさき教育プラン策定推進本部会議及び庁内ワーキンググループ

各部・室長を構成員とするかわさき教育プラン策定推進本部を開催し、第3期実施計画において重視すべき課題や重点的に取り組むべき事業等についての確認を行います。また、教育行政、学校教育、社会教育それぞれについて課長級からなるワーキンググループを適宜開催し、庁内における事業実施について調整を図ります。

### (2) 川崎市教育改革推進会議

庁内での検討を踏まえた上で、教育プラン第3期実施計画がより実行性のある計画となるよう、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる教育改革推進会議を開催し、国の動向や学校現場の実態、また市民の実感を踏まえた意見を聴取しながら、計画を策定していきます。

## 6. スケジュール概要

次のスケジュールに基づき、第3期実施計画の策定に向けた取組を推進します。パブリックコメント手続き等、市民や関係者の意見を踏まえながら、計画を策定していきます。

令和3年	8月下旬	第3期実施計画「基本的な考え方」策定・公表
	11月下旬	第3期実施計画「素案」策定・公表
	12月中旬	パブリックコメント手続の実施
令和4年	2月上旬	第3期実施計画「計画(案)」策定・公表
	3月下旬	第3期実施計画 策定・公表